

船橋市手話通訳者及び要約筆記者の資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する規則（昭和55年船橋市規則第45号。以下「規則」という。）第2条に規定する手話通訳者及び要約筆記者（以下「手話通訳者等」という。）の資格等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則に定めるところによる。

(事業の委託)

第3条 市長は、規則に基づく事業及び手話通訳者等の管理を、市長が適当と認めた法人へ委託するものとする。

(手話通訳者の資格)

第4条 手話通訳者は、次に掲げるいずれかの資格を有するものとする。

- (1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者
- (2) 千葉県手話通訳者登録試験の合格者
- (3) 前2号で規定するものと同等と認められる者

(要約筆記者の資格)

第5条 要約筆記者は、次に掲げるいずれかの資格を有するものとする。

- (1) 千葉県要約筆記者登録試験の合格者
- (2) 前号で規定するものと同等と認められる者

(責務)

第6条 手話通訳者等は、手話通訳又は要約筆記の業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 業務を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
- (2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、手話通訳者等を辞した後にも適用する。

(報酬)

第7条 市長は、手話通訳者等を派遣したときは当該手話通訳者等に対し、別表に掲げる報酬を支払うものとする。

(技術及び知識の向上)

第8条 市長は、手話通訳者等の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び都道府県等の開催する研修への参加に配慮しなければならない。

(健康診断)

第9条 市長は、手話通訳又は要約筆記の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害その他の健康障害を予防し、手話通訳者等の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、手話通訳者等の頸肩腕障害に関する健康診断等を実施する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表

項目	基準		金額	
			平日 午前8時から 午後6時まで	平日時間外 土日祝休日
報酬	申請者との待ち合わせ時間から終了時間に報告書作成時間（20分）を加えた時間までを基準時間とする。	2時間まで	3,600 円	4,500 円
		2時間を 超えた場合 30分毎	900 円	1,125 円
交通費	自宅から手話通訳又は要約筆記の実施場所までの往復に要した経費。 ※原則、公共交通機関の利用とするが、夜間及び緊急時又はその他やむを得ない場合に限りタクシーの利用を可とする。		実費	